○外務省告示第百七十五号

平成二十年五月三十日にダブリンで作成された「クラスター弾に関する条約」の締約国につき、平成三十年三月十六日現在で、次のとおり追加があった（平成二十九年八月二十九日外務省告示第三百五号からの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
コモロ連合	平成二十二年七月二十八日	平成二十三年一月一日
コロンビア共和国	平成二十七年九月十日	平成二十八年三月一日
ソマリア連邦共和国	平成二十七年九月三十日	平成二十八年三月一日
締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
スリランカ民主社会主義共和国	平成三十年三月一日	平成三十年九月一日

平成三十年五月八日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百七十六号

平成三十年四月十八日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国におけるカブール市南東部地区アクセス改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合プロジェクト・サービス機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　カブール市南東部地区アクセス改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十二億五千万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年四月三十日

4　署名者

日　　本　　側　鈴鹿光次在アフガニスタン大使

国際連合プロジェクト・サービス機関側　アムジャド・ムハマド在アフガニスタン事務所長代行

平成三十年五月八日

○国税庁告示第十五号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十二条第二項ただし書の規定に基づき、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件（平成二十年国税庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月八日

国税庁長官心得　藤井　健志

平塚税務署の項中「松風町二番三十号」を「浅間町九番一号」に改め、浜松東税務署の項中「二百十六番地の六」を「千百八十三番地」に改める。

○農林水産省告示第十二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市船岡字永田上一五、金山字須郷九三の一から九三の四まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市厳木町星領字川内五三〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市厳木町鳥越字ウツボ谷三三三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　三重県津市芸濃町河内字セト谷三二九五、三二九七から三三〇〇まで、三三〇二の一、三三〇二の七二、三三〇九から三三一二まで、字池之谷三三一三、三三一四、美杉町下多気字野登瀬二〇七九、二〇八二、二〇八四、二〇八六、字下之世古二一一九から二一二二まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月八日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　群馬県渋川市中郷字大野二六九四の二三、二六九四の二五、二六九四の四一、二六九四の四五、二六九四の四七、安中市板鼻字湯沢二七三三の一、二七三三の二、二七三四の一、二七三五の一、二七三六の一、二七三六の二、二七五一の三、中秋間字乙木ノ巣谷津二六九九、二七一九の一、二七一九の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字湯沢二七三三の一・二七三三の二・二七三四の一・二七三五の一・二七三六の二・二七五一の三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字乙木ノ巣谷津二七一九の一・二七一九の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二六九九